

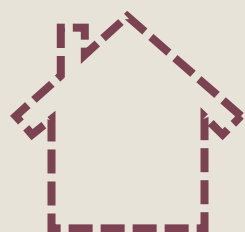
2024年度（令和6年度）

札幌市木造住宅除却工事補助制度のご案内

災害に強いまちづくりを進めるために、昭和56年5月以前に建てられ、耐震診断の結果、地震時に倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅の除却工事に対する取組みを支援します



除却



耐震性の低い
木造住宅の
除却工事
にかかる費用を

最大

30

万円まで
補助します

！注意！耐震診断がお済みではない方は木造住宅耐震診断員派遣制度のパンフレットをご覧ください

- 対象 P1
 - 対象者（申請できる方） P1
 - 対象となる住宅 P1
 - 対象となる工事 P1
- 補助額 P1
- 手続き P2～P3
- その他 P3

建築部材等の飛散のおそれがあるなどの危険な空き家（空き家となってから概ね1年経過しているもの）については「札幌市危険空家等除却補助制度」（限度額50万円）をご活用ください。（本制度と併用はできません）

申請受付期間

2024年4月22日（月）から2024年9月27日（金）

※2025年2月28日（金）までに工事完了報告を行ってください

お問い合わせ・お申込み



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課
電話 011-211-2867
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所2階
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/index.html>



HPはこちら



さっぽろ市
02-M03-24-567
R6-2-439

札幌 木造 除却

検索

対象

●対象者（申請できる方）

次の要件の全てに該当する方が対象です

- ・対象となる住宅の所有者（団体にあっては代表者）
- ・札幌市の市税を滞納していない方
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない方
- ・国・地方公共団体その他これらに準ずる団体以外の方

※同一の方の申請は各年度1回までです

！注意！

申請者以外の方が居住している場合や所有者が2人以上いる住宅の場合は全員の同意が必要です

●対象となる住宅

次の要件の全てに該当する住宅が対象です

- ・札幌市内にある木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅
- ・**昭和56年5月31日以前に建築された住宅**
- ・在来軸組工法で建てられた住宅

（在来軸組工法とは、柱や梁などを組み合わせて骨組みをつくり、家を建てる工法です）

- ・地上階数が3以下で、木造部分の階数が2以下
- ・建物面積の1/2以上を住宅として利用している
（住宅以外の用途がある場合は、その部分が住宅の半分以下のものに限りです）
- ・建築士が耐震診断を行い、地震に対し倒壊、崩壊する危険性がある、またはその危険性が高いと判断したものの（**札幌市の木造住宅耐震診断員派遣制度を利用した場合は、耐震診断の結果が上部構造評点（※）1.0未満であると診断されている住宅**）
- ・過去に札幌市や国・他地方公共団体等からの補助金等を受けて耐震改修工事をしていない
- ・建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合している
- ・除却工事にし、他の補助金や補償金等を受けていない
- ・所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていない

！注意！

ツーバイフォーやパネル工法で建てられた住宅は対象になりません

！注意！

未登記の住宅は対象になりません

●対象となる工事

次の要件のどちらかに該当する施工業者と請負契約を結んで実施する除却工事が対象です

- ・建設業法の許可業者（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの業種に限る）
- ・建設リサイクル法の登録業者（北海道知事登録）

●補助額

次の①と②のうち低い額の**23%**以内（**30万円**限度）

- ① 除却工事に要する費用
- ② 対象住宅の延べ面積の合計×40,900円

附属建築物の床面積は除きます

！次の工事は対象外です！

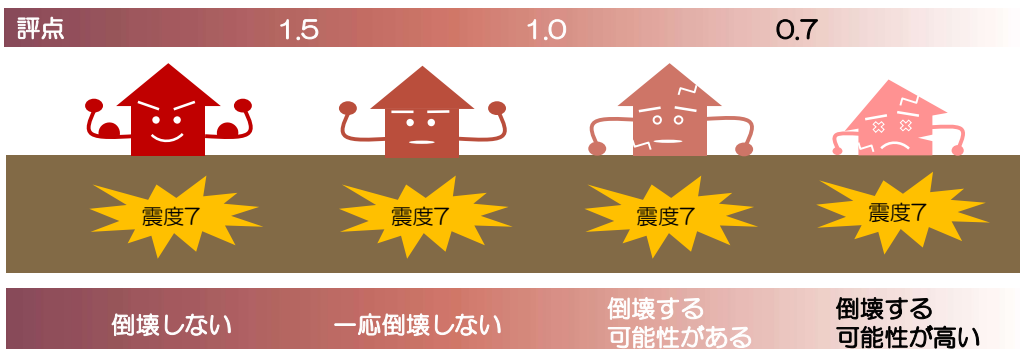
- ◆外構に関する部分（塀、擁壁、樹木、アスファルトなど）の撤去、改修、移設、新設等
- ◆附属建築物（物置、カーポートなど）の撤去、改修、移設、新設等
- ◆土砂の搬入や搬出を伴う整地

※上部構造評点とは

上部構造評点（評点）とは、住宅の耐震性を数値で表したものです

震度6～7程度の大地震に対し、建物が倒壊する可能性を判定します

評点が1.0未満の場合は倒壊する可能性があります



手続き①

● 手続きの流れ



A 補助金交付申請

2024年9月27日（金）まで

- ・ 次の必要書類を、札幌市に提出してください
- ・ 申請から補助金交付決定通知まで、1週間から3週間程度かかります

※ **工事に着手（契約）する前に申請してください**

※ 札幌市の派遣制度を利用せず、耐震診断をした方は、必ず事前相談してください

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
① 補助金交付申請書【様式1】	・ 札幌市ホームページに様式あり
② 個人申請者：本人確認書類の写し 法人申請者：法人の登記事項証明書及び印鑑証明書 法人以外の団体申請者：代表者の本人確認書類の写し	・ 本人確認書類は運転免許証など（申請時に有効なもの） ・ 登記事項証明書及び印鑑証明書は 発行から3か月以内のもの
③ 納税証明書（指名願） ※法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書	・ 申請年度に発行したもの ・ 税の証明窓口又は市税事務所で交付
④ 建物の登記事項証明書（表題部、権利部が明示されているもの）※取得先：法務局	・ 発行から3か月以内のもの （登記情報提供サービスは不可）
⑤ 検査済証の写し ※検査済証交付証明書（原本）も可	・ ※の取得先は3ページをご覧ください ・ 書類がない場合はご相談ください
⑥ 耐震診断結果を示す書類の写し （札幌市の派遣制度を利用した場合は診断結果報告書の写し）	・ 札幌市の派遣制度を利用していない場合はP3のよくあるお問い合わせQ6を参照してください
⑦ ・ 現況写真（建築物の外観がわかる写真を2面以上） ・ 平面図や立面図など対象住宅の形状がわかる図面	
⑧ 除却工事の見積書の写し	・ 見積書の宛先が申請者名であるもの ・ 補助対象と対象外が分かるもの ・ 対象部分は原則数量を記載
⑨ 建設業の許可証又は解体工事業者の登録証の写し	
⑩ 申請者以外の合意がある旨を証明する書類	・ 区分所有建築物の場合や貸家など申請者以外の方が申請する住宅を所有し又は入居している場合

※このほかに書類が必要となる場合があります

1 除却工事

- ・ 札幌市の**補助金交付決定後に工事契約（着手）**をしてください
- ・ **除却工事中、除却完了後の写真**を必ず撮影してください

！注意！

交付決定前に契約又は着手しているものは補助対象外となります

手続き②・その他

B 工事完了報告

2025年2月28日（金）まで

・次の必要書類を、札幌市に提出してください

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
① 完了報告書【様式9】	・札幌市ホームページに様式あり
② 契約書の写し※変更がある場合は変更分の写しも必要	・ 契約日、着手予定日、請負金額 がわかるもの
③ 領収書の写し	・領収書の金額が申請時の見積書と異なる場合は、最終見積書等も必要
④ 工事写真	・ 工事中、工事後
⑤ 取りこわし証明書の写し（滅失証明書等）	・工事施工業者が発行したもの
⑥ 通帳の写し（補助金の振込先）	・口座や名義が分かるもの

※このほかに書類が必要となる場合があります

よくあるお問合わせ

Q1 郵送で申請を受け付けられますか	A1 書類が全て整っている場合は郵送での受付も可能です
Q2 複数年度の工事など、年度をまたいで申請をすることができますか	A2 できません。申請した年度に工事完了報告を行う必要があります
Q3 他の補助金と併用できますか	A3 補助対象が重複する補助金は併用できません
Q4 住宅の一部のみ除却する工事は対象ですか	A4 対象になりません。住宅全てを除却する必要があります
Q5 施工業者との請負は「契約書」ではなく、「注文書」でもよいですか	A5 よいです。注文書の場合は原則として「注文請書」を工事完了報告に添付してください。
Q6 札幌市の耐震診断派遣制度を利用していなくても申請できますか	A6 耐震診断調査票※による簡易診断等、建築士に耐震診断を依頼し、その結果報告書を添付いただければ申請可能です（費用がかかる場合がありますので建築士にお問い合わせください） ※旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

参考：補助申請に必要な書類の主な窓口

検査済証交付証明書

・建築指導部5番窓口
(中央区北1条西2丁目市役所本庁舎2階南側)

登記事項証明書

・お住まいの地域の法務局、法務局出張所

中央区 →札幌法務局（北区北8条西2丁目）
北区、東区 →北出張所（北区北31条西7丁目）
白石区、厚別区 →白石出張所（白石区本通1丁目北）
豊平区、清田区、南区 →南出張所（豊平区平岸1条22丁目）
西区、手稲区 →西出張所（西区発寒4条1丁目）
※法務局証明サービスセンター（中央区北1条西2丁目北海道経済センター1階）

納税証明書（指名願）

・税の証明窓口（中央区北1条西2丁目市役所本庁舎2階北側）

・お住まいの地域の各市税事務所

中央区 →中央市税事務所（中央区北2条東4丁目サッポロファクトリー2条館内）
北区、東区 →北部市税事務所（中央区北4条西5丁目アスティ45内）
白石区、厚別区 →東部市税事務所（厚別区大谷地東2丁目交通局庁舎内）
豊平区、清田区、南区 →南部市税事務所（豊平区平岸5条8丁目イースト平岸内）
西区、手稲区 →西部市税事務所（西区琴似3条1丁目コトニ3・1ビル内）